

01 市・都民税(住民税)の申告は市役所へ

市役所への申告は、令和6年中の所得です。所得が給与のみの方で勤務先から「給与支払報告書」が小金井市に提出される方、所得が公的年金のみの方で支払先から「公的年金等支払報告書」が小金井市に提出される方、市内に住んでいる方の扶養親族の方、税務署に確定申告をする(した)方以外は、市・都民税(住民税)の申告が必要です。
申告書の提出については、郵送での提出にご協力をお願いします。

■申告期間 2月17日(月)～3月17日(月)午前8時30分～午後5時
※土曜・日曜・祝日を除く

■申告書の入手方法 2月上旬に前年の状況に応じて郵送します。用紙が届かなかった方や、新たに必要になった方は、市民税課で入手できるほか、市ホームページからダウンロードできます

■申告に必要なもの 令和6年中の所得や控除に関する書類(源泉徴収票、生命保険や国民年金保険料の支払額証明書等)。詳細は市ホームページをご覧ください

■臨時窓口 3月2日(日)午前9時～午後1時に臨時窓口を開庁して申告の受け付けを行います

CHECK

市民税・都民税(住民税)の申告相談は事前予約制です

市民税・都民税(住民税)の申告相談は、事前予約制です。予約開始日等の詳細は、市ホームページ(2月中旬ごろ掲載予定)および市報2月15日号でお知らせします。



02 所得税の確定申告は武蔵野税務署へ

■申告会場の開設 2月17日(月)～3月17日(月)の午前8時30分～午後5時(受け付けは4時まで) ※土曜・日曜・祝日を除く
▷3月2日(日)は開場します
▷1月28日(火)～3月31日(月)は、税務署の駐車場は使用できません
▷混雑回避のために入場整理券を配付します。混雑状況により、受け付けを早めに締め切る場合があります
▷入場整理券は、当日会場で配付するほか、国税庁公式LINEによる事前発行で入手できます
▷作成済みの確定申告書は、申告期間内に限り、市役所でもお預かりします。なお、確定申告書の控用には仮收受印は押印しません
※相談や過年分のお預かりはできません

■申告書等の入手方法 国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)でダウンロードできます

▷1月20日(月)から、市役所市民税課でも配布します(数に限りがあります。配布終了後は、国税庁ホームページでダウンロードしていただくか、税務署でお受け取りください)



CHECK

確定申告は電子申告(e-Tax)をご利用ください

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーを利用すれば、ご自宅からスマートフォンやパソコンとマイナンバーカードを利用して手続きができます。



03 税理士による無料申告相談

時 2月4日(火)～6日(木)午前9時30分～11時、午後1時～4時(受け付けは3時まで)

所 小金井 宮地楽器ホール

対 小規模納税者、年金受給者、給与所得者

他 ▷不動産・株式の譲渡所得がある方は除きます▷相続税の相談は行っていません

申 事前申込サイト(右記二次元コード)で



04 公的年金を受給している方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である方は、所得税の確定申告をする必要がありません。ただし、源泉徴収の対象とならない公的年金等の支給を受けている方は除かれます。なお、この場合でも、所得税の還付を受けるためには確定申告が必要です。

所得税の確定申告が不要の方でも、医療費控除、各種保険料控除などを追加することで、市・都民税(住民税)が減額となる場合があります。この場合、市・都民税(住民税)の申告が必要となります。



問い合わせ

▷市・都民税=市民税課市民税係
(市役所第二庁舎3階 ☎042-387-9819)

▷所得税=武蔵野税務署
(武蔵野市吉祥寺本町3-27-1 ☎0422-53-1311)

にせ税理士にご注意を



税理士資格の無い者が税務相談、税務書類の作成等を行うことは法律で禁じられています。なお、税理士は、税理士バッヂを着用しています。